

第4編 火山噴火災害対策編

火山噴火災害対策計画は、火山が噴火し、又はそのおそれがある場合において、登山者、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、市及び防災関係機関の活動体制の確立、応援協力体制の確立、火山情報の伝達、登山規制措置、災害状況等の緊急把握、警戒及び避難その他災害対策に関する事項について定めるものとする。

第1節 総則

[市の体制]

主な担当課	総務課
災害対策本部体制	本部室、その他全対策部

1 霧島火山の概況

宮崎県と鹿児島県の県境に霧島火山群があるが、地質上からは新規火山群と旧期火山群の二つに大別される。さらに、この新規火山群は、新規Ⅰ火山群、新規Ⅱ火山群、最新期火山群に細分される。

[霧島火山群の概況]

分類	対象山名
旧期火山群	栗野岳、湯之谷岳、烏帽子岳、獅子戸岳等
新規Ⅰ火山群	夷守岳、矢岳、二つ石、大浪池、えびの岳、白鳥山等
新規Ⅱ火山群	飯盛山、白紫池、甑岳、韓国岳、琵琶池、新燃岳、丸岡山、大幡池、六觀音池等
最新期火山群	不動池、硫黄山、大幡山、御鉢、御池、高千穂峰、小池等

旧期火山群に属する火口は、有史時代には活動の記録はないが、南東部に位置する新規火山群は、しばしば活動の記録を残している。

記録によれば、新規火山群は、16世紀から19世紀にかけては盛んに活動していたようであるが、最後の噴火は1959年(昭和34年)の新燃岳の水蒸気爆発であった。しかし、2011年(平成23年)に52年ぶりに爆発的噴火が発生し、マグマ噴火活動としては300年ぶりの噴火が発生している。

2 防災事業の推進

火山噴火による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ次に掲げる事業推進に努めるものとする。

- (1) 退避壕その他の退避施設の整備
- (2) 防災のための農林経営施設の整備

第1節 総則

(3) 治山治水事業

(4) 避難路の整備

3 火山に関する知識の普及

市は、霧島火山防災マップ(平成21年作成)を利用して、地域住民に対し火山噴火等に関する知識の普及に努めるものとする。

※ハザードマップ:資料編V-7参照

第2節 活動体制の確立

第2節 活動体制の確立

[市の体制]

主な担当課	総務課
災害対策本部体制	本部室

第1 火山噴火災害時の活動体制

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第21条第1項に基づき、火山活動情報が発表され、事態が重大と認められる場合又は噴火により災害が発生し、その対策を要すると認められる場合には、第2編第1章第2節第2防災組織計画の定めるところにより、以下の活動体制を確立し、災害対策に万全を期す。

表 小林市火山災害時配備体制

防災体制	配備種別	配 備 の 基 準
情報連絡 本 部	予備配備	○霧島火山に関して、噴火警報(火口周辺)が発表された場合
災害警戒 本 部	警戒配備	○霧島火山に関して、噴火警報(居住地域)が発表された場合
災害対策 本 部	非常配備	○霧島火山災害が発生し、多数の人命に損害が生じるおそれがある場合
	特 別 非常配備	○霧島火山災害が発生し、多数の人命に損害が生じた場合
	救助配備	○霧島火山災害が発生し、非常に多数の人命に損害が生じた場合

1 情報連絡本部の設置

霧島火山に関して、噴火警報(火口周辺)が発表された場合には、危機管理監を本部長とする情報連絡本部を設置し、災害対策準備体制をとり、想定される噴火シナリオ等の火山噴火活動の情報収集にあたる。

2 災害警戒本部の設置

霧島火山に関して、噴火警報(居住地域)が発表された場合には、総務部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、以下を実施して情報収集及び災害警戒活動にあたる。

- ア 災害及び被害状況の調査、並びに火山噴火情報の収集及び伝達
- イ 庁内火山対策連絡会議の開催、又は霧島火山防災検討委員会への参画
- ウ 本部長の指示事項の伝達

エ 県及び防災関係機関等との連絡調整

オ 警戒活動の実施

3 災害対策本部の設置

霧島火山災害が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害対策に万全を期す。

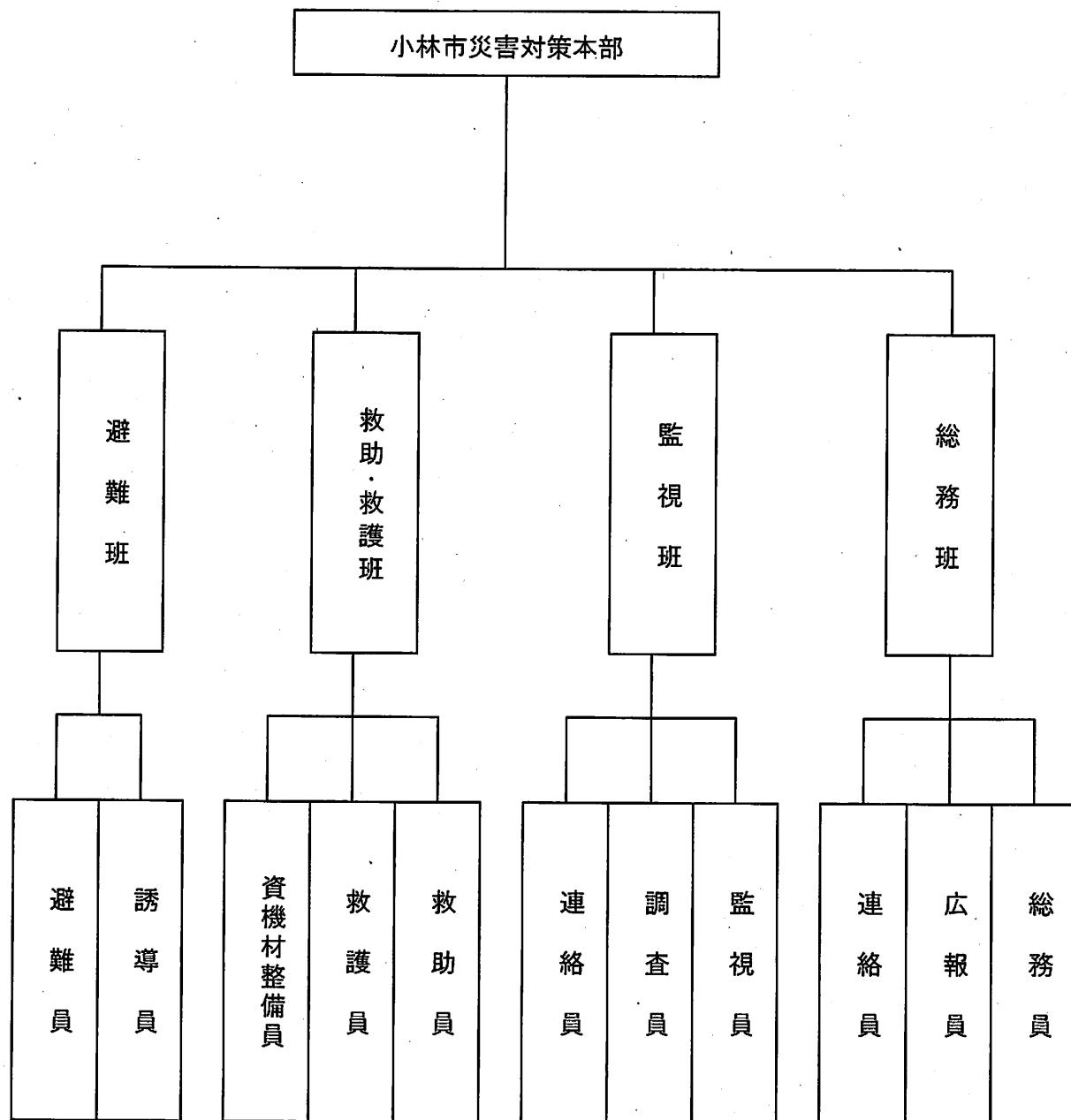
(1) 災害対策本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときには、ただちに本部員を招集し、応急対策について協議する。なお、室長、各部の部長及び班長は、災害対策本部会議の決定事項に基づき、所属職員を指揮し応急措置に万全を期するものとする。

(2) 防災会議の開催

防災会議会長は、応急対策推進上、特に必要と認められるときには、防災会議委員を招集し、火山噴火災害に関する情報収集及び災害応急対策に関し関係機関の相互連絡について協議し、応急措置に万全を期するものとする。

[災害対策本部の組織構成例]



(4) 霧島火山対策連絡会議への参画

霧島火山災害に関し、県、市町村及び関係機関の連携確立と避難対策をはじめとする総合的な応急対策の推進を図るため、霧島火山対策連絡会議(県、関係市町村、関係機関、研究機関で構成)を県が設置した場合には、市本部は速やかに当該会議に参画し、最新の火山噴火動向等を確認しながら防災対策に万全を期す。

なお、霧島火山対策連絡会議の主な任務は以下のものである。

- ア 霧島火山の火山噴火情報等の収集、分析(火山噴火シナリオの確認)
- イ 避難の時期に関する提言
- ウ 避難収容活動等応急対策に関する連絡調整
- エ 応援協力体制の確立及び推進
- オ その他必要と認められる事項

第2 火山噴火災害時の動員体制

1 職員の動員基準

[小林市火山災害時動員体制]

防災体制	配備種別
情報連絡 本 部	予備配備
災害警戒 本 部	警戒配備
	非常配備
災害対策 本 部	特 別 非常配備
	救助配備

2 職員の配備計画

通常の災害時における動員計画に準ずる。

3 職員の緊急動員

(1) 勤務時間中における動員

本部職員は、本部が勤務時間内に設置されたときは、ただちに小林市災害対策本部運営要領に基づいて、所定の配備につくものとする。

(2) 勤務時間外における動員

ア 各部課の所属長は、勤務時間外における動員計画及び関係職員に対する連絡方法をあらかじめ定めておき、速やかに所属職員を招集するものとする。

イ 職員は、報道等により噴火によって災害が発生したことを知ったとき、あるいは自らが覚知した際には、ただちに登庁して配備につくものとする。

第3節 応援協力体制の確立

[市の体制]

主な担当課	総務課
災害対策本部体制	本部室

噴火により災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、ただちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

1 関係機関との相互連絡

市本部は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ちつつ、迅速かつ適切な災害対策に努めるものとする。

(1) 県

県本部及び県地方支部と常に密接な連絡を保ち、噴火の態様、今後の火山活動の推移等を協議しつつ、相互協力して噴火シナリオに基づいた災害対策に万全を期する。

(2) 防災会議構成機関

小林市防災会議の構成各機関と密接な連絡を保ち、これら各機関と相互協力して災害対策に万全を期する。

(3) 近隣市町村

近隣市町村と相互に密接な連絡を保ち、相互協力して災害対策に万全を期する。

2 自衛隊災害派遣要請の依頼

噴火により災害が発生し、緊急に人命救助等の必要を認めたときには、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

3 応援要請

応援措置の必要があると認めるときは、近隣市町村及び県に対して応援を要請するものとする。

第4節 火山情報の伝達

[市の体制]

主な担当課	総務課
災害対策本部体制	本部室

1 噴火警報等の種類

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火情報等を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを噴火警報、噴火予報により発表する。

(1) 噴火警報・予報

「噴火警報」は、居住区域や火口周辺に影響が及ぶ噴火が発生、又は発生が予想された場合に発表され、報道機関、県、市等を通じ住民に伝えられるものである。

「噴火予報」は、噴火警報を解除する場合や火山活動が静穏(平常)な状態が続くことを知らせる場合に発表する。

(2) 噴火警戒レベル

「噴火警戒レベル」は火山活動状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて5段階に区分したもので、住民や登山者等に必要な防災対応を、区分ごとにキーワードをつけて警戒を呼びかけるものである。噴火警戒レベルは、噴火警報及び噴火予報で発表される。

[噴火警報レベル導入火山(霧島火山)における噴火警報レベル]

予報警報	対象範囲	警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。
	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

第4節 火山情報の伝達

[参考 噴火警報レベル未導入火山]

予報警報	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において厳重に警戒 (居住地域厳重警戒)	居住地域又は山麓及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

2 火山情報の発表及び通報担当官署

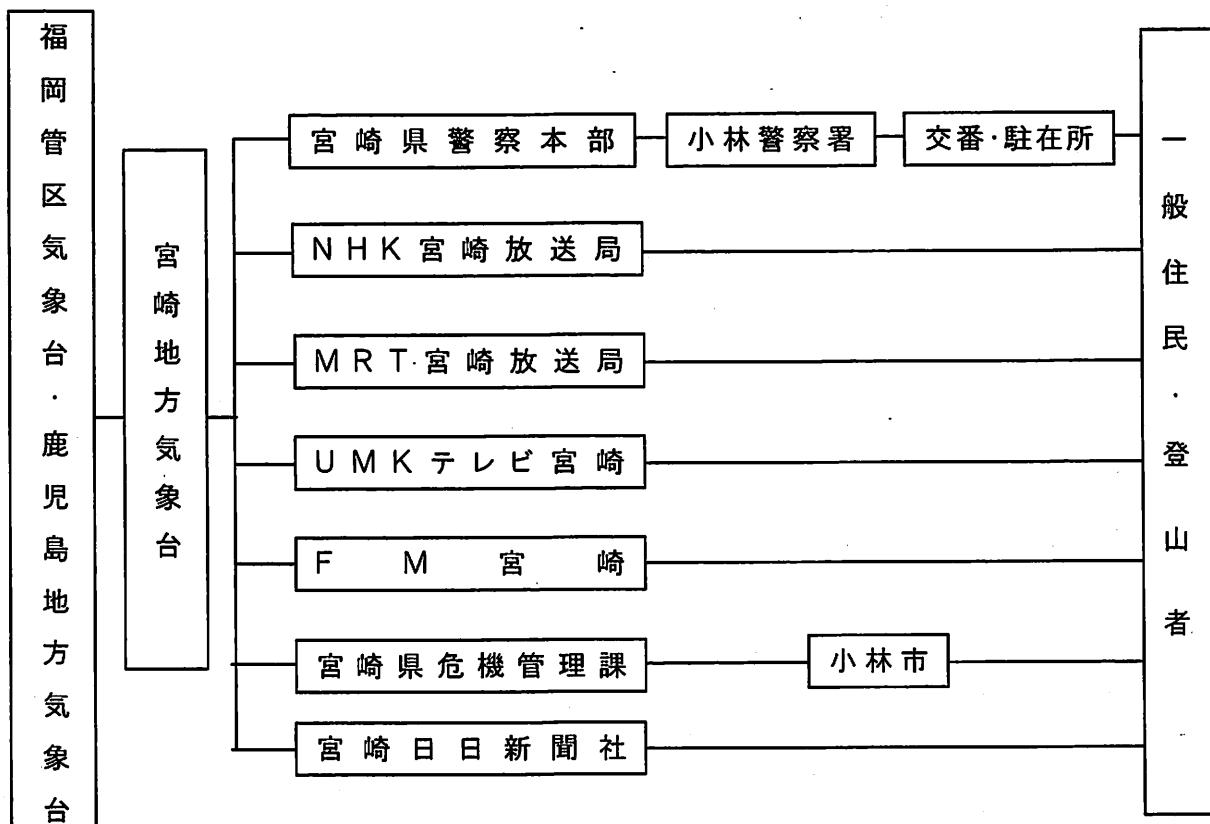
宮崎県に関する火山情報の発表及び通報担当署は、次表のとおりである。

火 山	発表官署	通報担当官署	情報の種類	
霧島火山	福岡管区気象台 鹿児島地方気象台	宮崎地方気象台	火山現象に関する予報及び警報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火予報 ・ 噴火警報 ・ 降灰予報 ・ 火山ガス予報 	
桜 島			火山現象に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山の状況に関する解説資料 ・ 火山活動解説資料 ・ 週間火山概況 ・ 月間火山概況 	
阿蘇山	福岡管区気象台			
九重山				
鶴見岳				

3 火山情報通報伝達組織及び通報伝達方法

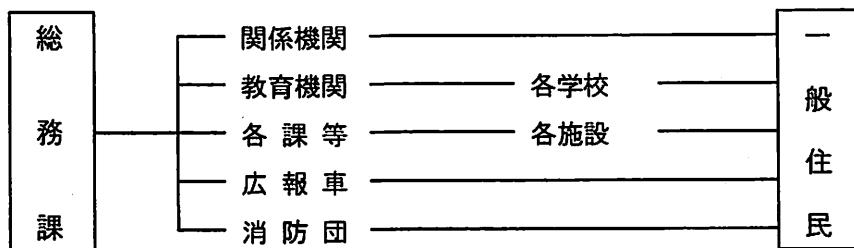
(1) 宮崎県における伝達系統

宮崎地方気象台から発表される火山情報の一般住民への伝達系統は、次のとおりである。



(2) 市における伝達系統

市における一般住民への伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 火山情報の受理

関係機関から通報される火山情報については、勤務時間中は総務課が受理し、勤務時間外は警備員が受理して、ただちに危機管理監に連絡するものとする。

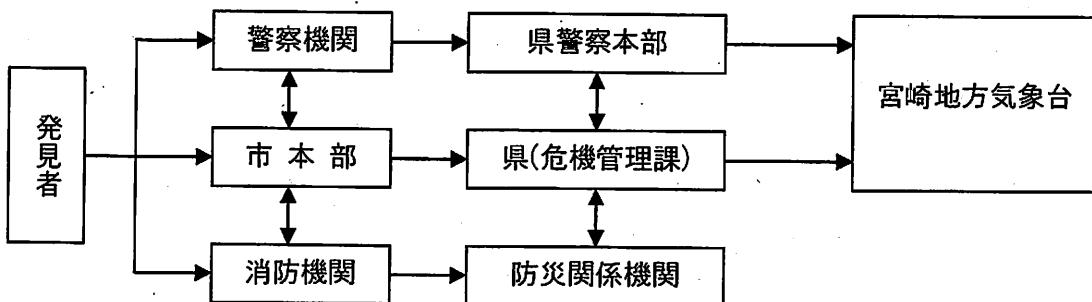
(4) 火山情報の伝達

総務課は、火山情報を受理したときは、速やかにその内容に応じた措置をとるとともに、関係機関、団体、学校、一般市民(登山者)等に対し必要事項を周知して、その徹底を図る。

4 異常現象発見時における措置

住民等が、火山地域及びその周辺において、火山に関する異常現象(下表)を発見した場合における措置については、第2編第2章第2節第4警報等の伝達系統に定めるところによるものほか、次に定めるところによる。

(1) 通報体制



(2) 通報すべき内容

火山に関する異常現象の通報すべき内容は、次のとおりとする。

- ア 発見した日時
- イ 発生の場所
- ウ 異常現象の状況
- エ 被害状況とその地域
- オ その他の事項

[火山及び火山周辺における通報すべき異常現象]

顕著な地形の変化	* 山、崖等の崩壊 * 地割れ、土地の隆起・沈降等
噴気、噴煙の異常	* 噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等 * 噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無 * 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
湧泉の異常	* 新しい湧泉の発見 * 既存湧泉の枯渇 * 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
顕著な地温の上昇	* 新しい地熱地帯の発見 * 地熱による草木の立ち枯れ等 * 動物の挙動異常
湖沼・河川の異常	* 水量・濁度・臭い・色・温度の異常 * 軽石・死魚の浮上 * 気泡の発生
有感地震の発生及び群発	* 短周期での微動の発生
鳴動の発生	* 山鳴り、火山雷の頻発

(3) 市における措置

ア 異常現象の受理

異常現象発見者等からの情報は、勤務時間中は総務課が受理し、勤務時間外は警備員が受理して、ただちに危機管理監に連絡するものとする。

イ 異常現象発見者等の通報により異常現象を知ったときは、ただちに次に掲げる機関に通報又は連絡するものとする。

(ア) 県危機管理課

(イ) 小林警察署

西諸県農林振興局、小林土木事務所

消防本部(中央消防署)

周辺市町村(都城市、高原町、えびの市)

ウ 現地調査

異常現象発見者等の通報により異常現象を知ったときは、必要に応じて警察官、消防署員等の協力を得て現地調査を行い、その結果を西諸県農林振興局又は小林土木事務所、その他近隣市町村に連絡するとともに、あらかじめ想定されている霧島火山の噴火シナリオに照らして、予想される災害地域の住民、関係機関等に情報提供と警戒避難に関する周知を図るものとする。

第5節 登山規制措置**第5節 登山規制措置****[市の体制]**

主な担当課	総務課、産業振興課
災害対策本部体制	本部室

1 市の措置

市本部は、霧島火山に噴火警報が発表された場合、及び火山の活動状況によって必要な場合には、関係警察署、その他近隣市町村と協議のうえで、登山者・入山者に対して以下により入山規制などの措置を行う。この場合、ただちにその旨を県危機管理課へ報告するものとする。

[入山規制発令基準(御鉢)]

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	【初期及び活発期】 火口から半径 2.5km 以内立入禁止 【活動安定期】 火口から半径 2km 以内立入禁止	■御鉢方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。御鉢方面以外へ通ずる登山口については、御鉢方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から半径 1km 以内立入禁止	■上記について、市職員及び消防機関職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	火口内立入禁止	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

[入山規制発令基準(新燃岳)]

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から半径 2km 以内立入禁止	<p>■新燃岳方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。新燃岳方面以外へ通ずる登山口については、新燃岳方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。</p> <p>■市職員及び消防機関職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。</p>
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から半径 1km 以内立入禁止	
レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	火口内立入禁止	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

第5節 登山規制措置

[参考ーその他の火山(噴火警戒レベル未導入火山)での規制]

レベル (キーワード)	火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
— (入山危険)	火口から居住地域又は山麓の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺立入禁止	<ul style="list-style-type: none"> ■当該火山方面のみに通ずる登山口については、各登山口にて入山禁止とし、また入山者を退去させるなどの措置を講ずるとともに、その旨を登山口その他適宜の場所に明示する。当該火山方面以外へ通ずる登山口については、当該火山方面へ入山できない旨を登山口その他適宜の場所に明示するとともに入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。
— (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から少し離れた所まで 火口周辺は立入禁止	<ul style="list-style-type: none"> ■市職員及び消防機関職員は登山口等にて必要な警戒にあたる。
— (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	火口内立入禁止	火山活動の状況に応じて、入山者への注意喚起など必要な措置を講ずる。

2 登山規制の解除

市本部は、火山噴火のおそれがなくなった場合には、県や関係警察署、その他の近隣市町村と協議のうえ登山規制を解除する。この場合はただちにその旨を県危機管理課に報告する。

第6節 災害状況等の緊急把握及び広報**第6節 災害状況等の緊急把握及び広報****[市の体制]**

主な担当課	総務課、税務課
災害対策本部体制	本部室、その他全対策部

1 災害状況等の把握

噴火による災害状況等の収集は、第2編第2章第4節広報計画に定めるところによるものとし、市本部は、特に次の措置を講じて、災害状況等の緊急把握に努めるものとする。

(1) 災害情報等の収集及び報告事項

- ア 人的被害及び住家被害の状況
- イ 登山者等の要救助者の確認
- ウ 登山規制の状況
- エ 住民の避難準備及び避難の状況
- オ 被災地域の範囲、被害の種別、被害の程度等
- カ 交通確保の状況
- キ 噴火規模及び火山活動の状況(想定される噴火シナリオとの照合)
- ク 噴火による噴石、火山れき、降灰等の分布状況
- ケ 噴火による有毒な火山ガスの発生有無と市域に対する風向き
- コ その他、必要と認める事項

※ 最終報告の際は、50,000 分の1の図面にその分布を図示し、報告すること。

(2) 航空機の派遣要請の依頼

市本部は、噴火により災害が発生し、緊急に災害状況を把握する必要があるときは、防災救急航空センター所長に対し県防災救急ヘリコプターの派遣要請、また、知事に対し自衛隊の航空機派遣要請を依頼するものとする。

(3) 調査班による調査の実施

噴火により災害が発生したときは、ただちに被害状況の調査把握を行うものとする。

2 市民に対する広報

噴火に伴う災害情報の市民に対する広報については、第2編第2章第4節広報計画に定めるところによるものとし、特に、次の措置を講じて災害情報の周知に努めるものとする。

(1) ラジオ、テレビ及び新聞による広報

ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関の協力を得て、災害情報及び応急対策の周知徹底を図るものとする。

(2) 広報車等による広報

広報車等により災害情報の周知に努めるものとする。

第6節 災害状況等の緊急把握及び広報

(2) インターネットによる広報

小林市ホームページを通じて災害情報の周知に努めるものとする。

第7節 警戒避難対策

[市の体制]

主な担当課	総務課、学校教育課、子育て支援課、保健体育課、管財課
災害対策本部体制	本部室、文教対策部、水防消防対策部

霧島火山に噴火警報が発表された場合、又は火山噴火等により市域に災害が発生するおそれがある場合には、住民の生命、身体等の安全を守るために、霧島火山対策連絡会議等の助言に基づき、必要に応じて警戒区域の設定、避難勧告等の発令、警戒区域外への避難誘導等の実施など、警戒避難対策を迅速かつ円滑に実施する。

1 警戒区域の設定

市本部は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、噴火警報(噴火警報レベルを含む。)を踏まえて、必要に応じ警戒区域を設定する。

(1) 警戒区域設定の内容

警戒区域の設定は、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入制限、禁止又はその区域からの退去を命じて行う。警戒区域の設定は以下の点で避難の指示と異なる。

ア 避難の指示が対的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的に捉え、立入制限、禁止及び退去命令により、その地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難指示によって災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(2) 警戒区域の範囲の基準

警戒区域の範囲は、霧島火山の噴火に伴い噴出岩塊が落下する危険性のある火口から約4km の区域及び溶岩流・火碎流・泥流等の流下区域、また有毒ガス、強酸性の湧水の噴出により直接住民の人体等に影響を及ぼすと想定される区域を一応の基準とする。

(3) 風向の把握

降下火碎物の流下方向にあたる警戒区域を設定するため、宮崎地方気象台から霧島火山周辺の風向・風速(できれば高層風)に関する気象情報を受ける。

2 避難の勧告又は指示

市本部は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体に対する

第7節 警戒避難対策

る危険防止のため、噴火警報(噴火警報レベルを含む)を踏まえつつ、避難対象地区の住民等を対象として避難準備情報の発表、避難の勧告又は指示等の発令を速やかに行う。

(1) 避難対象地区

ア 第一次危険区域

硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢を中心とするおおむね半径4km以内の地区

細野夷守台地区

イ 第二次危険区域

硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢を中心とするおおむね半径6km以内の地区

南西方環野、千才、豊原地区

(2) 避難の勧告又は指示の基準

市本部は、噴火警報(居住地域)が発表された場合及び火山の活動状況に応じ避難活動を3段階(「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」)に分けて実施する。

〔霧島火山における避難の種別〕

避難の種別	実施基準
避難準備情報	噴火警戒レベル4(避難準備)の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される(可能性が高まっている)とき
避難勧告	噴火警戒レベル5(避難)の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるとき
避難指示	噴火警戒レベル5(避難)の噴火警報が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあり、事態が重大と認められるとき

なお、上記の避難実施基準以外の以下の場合について、市本部は噴火状況に応じて適切な対応を行う。

ア 勧告・指示より早く避難する時(住民による事前避難)

住民等が自主判断により避難所に集まった場合、市本部は適宜避難所を開設する。

イ 避難が遅れる時

夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰による暗闇等による障害で避難が遅れる場合には、

市本部はバス派遣による集団移送等、適切な対応を実施する。

(3) 避難指示等の助言

市本部は、県が「霧島火山対策連絡会議」の検討結果を参考として行う助言を踏まえ、避難措置を実施する。

3 避難の勧告又は指示の伝達方法

(1) 伝達方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が迅速、確実、効果的な方法で実施するものとし、以下のようにする。

- ア 防災行政無線による伝達
- イ 自治会組織を通じた伝達
- ウ 広報車による伝達
- エ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- オ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- カ 有線放送、電話その他による伝達

(2) 伝達する内容

- ア 避難先とその場所
- イ 避難経路
- ウ 避難の理由
- エ その他の注意事項

4 報告・通報

避難指示等を行った場合には、本部長(市長)はただちに知事(災害対策本部設置前にあっては県危機管理課、設置後にあっては総合対策部地方対策班)に報告する。また、その旨を他の近隣市町村等に併せて連絡する。

なお、知事に報告する時間がない場合(通信が途絶した場合を含む)には、直接下記の関係機関のうちで、必要機関に対して報告を行う。

- | | |
|----------|--------------|
| ○宮崎地方気象台 | ○報道機関 |
| ○県教育庁 | ○日本赤十字社宮崎県支部 |
| ○県警察本部 | ○その他必要とする市町村 |
| ○自衛隊 | |

5 事前避難

事前避難は、「避難準備」段階に入った場合の避難、及び住民等の自主判断による自主的な避難行動のことをいう。

(1) 避難誘導

この段階では、市本部は、特に避難誘導は実施しない。

(2) 避難手段

自家用車または営業用バス等を利用する。(運賃等は事前避難者の負担とする。)

(3) 避難先及び連絡

第7節 警戒避難対策

避難先は霧島火山防災マップ等で指定された危険区域外の安全な避難所とする。

事前避難をする者は、避難誘導責任者(自治会長等)に伝え、避難誘導責任者がとりまとめて市本部に報告する。

なお、避難誘導責任者は、事前避難者の連絡先等を整理する等して明確にしておく。

(4) 避難所の開設

市本部は、避難所を開設し、事前避難者を収容する。

なお、避難所は、社会福祉センター、百歳会館、文化会館、中央公民館等とする。

(5) 避難所における措置

この段階においては、原則として、炊出し、衣服・寝具・生活必需品の給与及び医療・助産等は実施しない。

(6) 携帯品の制限

「事前避難」段階における携帯品は、次のものとする。

○ラジオ	○常用薬	○懐中電灯	○非常食
○ヘルメット(頭巾)	○換え下着	○迷子札	○水
○マスク	○タオル	○貴重品	
○カッパ(傘)	○防塵眼鏡など		

(7) 避難準備段階における小・中学校等の対策

教育長は、「避難準備」を発した旨の連絡を受けるか、又はそれを知った場合、校長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

① 児童生徒が家庭にいる場合

ア 教育長の措置

教育長は、校長に対して休校を命ずるものとする。校長は、自ら避難措置が発せられたことを確認した場合には、教育長の指示を待たずに休校とする。

イ 児童生徒の措置

児童生徒は、避難の措置が発せられた場合には、登校せずに保護者とともに指定場所へ避難する。

② 児童生徒が学校にいる場合

校長は、ただちに授業を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに児童生徒を分類し、責任者の保護下による誘導のうえ家族に引き渡す。

③ 児童生徒が登下校の通学路にいる場合やその他の事項

児童生徒が登下校の通学路にいる場合やその他の事項については、市が別途定める火山噴火災害対策マニュアルに示す通りとする。

※小林市火山噴火災害対策マニュアル(案)(教育委員会):資料編IX-11参照

6 避難収容活動

(1)「避難勧告」段階の避難

①「避難勧告」段階の避難誘導

ア 避難誘導責任者

自治会の区長、消防団分団長等、地区ごとにあらかじめ決められた避難誘導責任者が住民の避難誘導を実施する。

イ 避難誘導方法

避難誘導責任者は、集合時間を定めて所定の集結場所に住民を集め、あらかじめ用意したバス等により避難所まで輸送する。

ウ 避難手段

避難者の輸送は、自家用車の使用は極力避けて、次の方法による。

輸送する場所	避 難 方 法
警戒区域外	集結場所までは原則として徒步とし、集結地からバス等を利用する。

エ 携帯品の制限

「避難勧告」段階における携帯品は、次のものとする。

○ラジオ	○常用薬	○懐中電灯	○非常食
○ヘルメット(頭巾)	○かえ下着	○迷子札	○水
○マスク	○タオル	○貴重品	
○カッパ(傘)	○防塵眼鏡など		

② 避難状況の把握・報告

ア 避難収容完了までの状況把握・報告

避難誘導責任者(自治会の区長等)は、住民の避難状況について詳細に把握し、本部長に報告する。

イ 避難収容後の状況把握・報告

避難誘導責任者は、地区別にあらかじめ準備された避難者名簿を用意し、名簿に記入後、住民の避難状況を避難所責任者(避難施設管理者等)に報告する。

避難所責任者は、本部長に対して、住民の避難状況を次の要領で報告する。また、避難所の運営状況等について、避難所業務日誌に記載する。

〔避難状況の報告要領〕

項目	内 容
報告時期	<input type="checkbox"/> 避難準備が発せられてから2時間おきの毎正時とする (特に必要がある場合には随時行う)
報告内容	<input type="checkbox"/> 避難時における当該地区住民の世帯数及び人員数 <input type="checkbox"/> 避難した世帯数及び人員数(避難先を区分) <input type="checkbox"/> 避難者の死亡又は負傷者の状況 <input type="checkbox"/> その他避難者の状況について、特に必要な事項
	<input type="checkbox"/> 配車状況 <input type="checkbox"/> 輸送車両の見通し <input type="checkbox"/> 増配車の必要性の見通し <input type="checkbox"/> その他輸送に関し、特に必要な事項
残留者に関すること	<input type="checkbox"/> 残留者の氏名及び措置

③ 避難勧告段階における小・中学校、幼稚園、保育園等の対策

教育長及び子育て支援局長は、「避難勧告、指示」を発した旨の連絡を受けるか、又はそれを知った場合には、学校長及び幼稚園長(以下「学校長」という)に、子育て支援局長は、保育園長に対して次のとおり措置し、適切な避難を実施する。

なお、児童生徒が登下校の通学路にいる場合やその他の事項については、避難準備段階における小中学校等の対策と同様に、市が別途定める火山噴火災害対策マニュアルに示す通りとする。

※小林市火山噴火災害対策マニュアル(案)(教育委員会):資料編IX-11参照

ア 園児児童生徒が家庭にいる場合

○ 教育長、学校長の措置

教育長は学校長に対し休校を命ずるものとする。学校長は自ら避難措置が発せられたことを確認した場合には、教育長の指示を待たず休校とする。

○ 園児児童生徒の対応

園児児童生徒は避難の措置が発せられた場合には、登校せず保護者とともに指定避難所へ避難する。

イ 園児児童生徒が学校にいる場合

○ 避難勧告が発せられた場合

学校長は、ただちに授業を中止し、避難誘導経路が安全な場合は誘導経路ごとに園児児童生徒を分類し、責任者の庇護の下に誘導のうえ家族に引き渡す。

○ 避難指示が発せられた場合

学校長は、当該幼稚園、小中高等学校等に危険が迫り避難する必要があると判断した時には、直接家族に引き渡す。家族に引き渡すことができなかつた者は、あらかじめ

指定された避難所へ避難させ、避難所責任者は保護者に通知するものとする。

ウ 保育園児に対する措置

保育中に避難勧告を発した旨の連絡を受けるか、又はそれを知った場合、保育園長はただちに保育を中止し、速やかに園児の安全確保を行い、保育責任者の庇護の下に園児を家族に引き渡す。また、当該保育園に危険が迫り、緊急避難の必要があると判断した時には、あらかじめ指定された避難所に直ちに避難し、避難所にて園児を家族に引き渡す。

④ 輸送不可能時における残留者の安全対策

輸送不可能時とは、陸路が溶岩流や降下火砕物等のため車両交通が不能となった場合をいい、このような場合には、警戒区域に残留した者の安全対策については次のように実施する。

ア 空からの脱出が可能な場合

風向き等により噴煙柱の倒壊による火碎流(熱風)や噴石降灰の影響が少なく、ヘリコプターの飛来が可能な場合には、自衛隊にヘリコプターの出動要請を行う。

イ 警戒区域外への脱出が不可能な場合

この場合は、警戒区域内において、比較的安全な地域の堅固な建物内に一時的に避難する。ただし、このような建物がない場合には、状況に応じて風上側の高台へ直ちに避難する(火碎流、火山ガスへの回避対策)。

(2) 「避難指示」段階の避難

① 避難確認の強化

特に避難に際しては、避難漏れのないよう巡回、広報を強化し、残留希望者に対しても、強く指示を行い避難させる。

第8節 農林水産物応急対策

[市の体制]

主な担当課	農業振興課、畜産課
災害対策本部体制	経済対策部

市本部は、噴火に伴う降灰等のため被害を受けた農作物、林産物、水産物及び家畜の応急対策について、第2編第2章第24節農林水産物応急対策計画に定めるもののほか、特に次の措置を講じることで、被害の防止及び軽減に努めるものとする。

1 農産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、病害虫の防除、資材及び種苗の確保、資金対策等の措置を講じ、農産物被害の防止及び軽減に努めるものとする。

2 家畜応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染による飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策のほか、牛乳の搾乳、生乳の集送、肉畜運搬、と殺等の流通対策、資金対策等の措置を講じて、家畜被害の防止及び軽減に努めるものとする。

3 林産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策及び資金対策を講じ、林産物被害の軽減に努めるものとする。

4 水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた養魚対策として、養殖用種苗及び飼料の確保、河川漁業の資源回復、資金対策等の措置を講じ、水産物被害の軽減に努めるものとする。

第9節 その他の事項

[市の体制]

主な担当課	総務課、建設課
災害対策本部体制	本部室、土木対策部

1 被災者等への広報

市本部は、被災者等への的確な情報伝達を図るため、異常現象が発生し、火山情報が発表される等、噴火の発生が予想される段階から避難が完了するまで広報活動を実施する。

[被災者等に対する広報の内容]

○火山活動の状況

- * 噴火地点
- * 噴火の状況
- * 噴火の影響度

○被害の状況

- * 被害区域
- * 人の被害状況
- * 交通施設の被害(特に道路の被害状況)

○災害対策の状況

- * 災害対策本部の設置状況
- * 移動無線局の配置状況
- * 医療救護班の配置状況
- * 避難車両の配置状況
- * 生活物資の確保状況

○その他必要事項

2 二次災害の防止活動

市本部は、火山噴火による降灰や噴出物等が堆積している地域において、その後の降雨による火山泥流や土石流等の二次的な災害が発生するおそれがあることに十分留意し、これらの二次災害の防止に努めるとともに、土砂災害防止施策として土砂災害等の危険箇所点検を県及び防災関係機関と連携して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。また、火山泥流や土石流等が繰り返し発生する危険があり、長期に亘る避難が必要であると判断される場合には、土砂の到達範囲外(想定)の安全な場所における避難施設の整備を推進する。

3 継続災害への対応方針

(1) 基本方針

霧島火山の噴火が万一長期化する場合には、市本部は県と連携し、被災状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じて作成する。

(2) 避難対策

市本部は、気象庁より火山噴火等が長期化する等の発表を得た場合には、その後の降雨によって火山泥流や土石流のおそれがある等の二次災害情報を関係機関及び住民に迅速かつ的確に伝達する体制を整備するとともに、避難誘導体制の強化を図る。

また、火山噴火等により、火山泥流や土石流等が長期反復するおそれがある場合には、住民等の一時的な避難施設の建設を検討、又は実施する。

なお、火山噴火活動が長期化した場合には、火山活動状況等を総合的に考慮しつつ、状況に応じた避難勧告、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努めるとともに、かつ警戒区域の変更、火山活動状況の変化に適応した警戒避難対策の変更等、その確立に努める。

(3) 安全確保対策

市本部は、県及び国の協力のもとで、火山災害状況に応じて、火山泥流や土石流対策等の適切な安全確保策を講じる。

火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、市本部は県の協力を受け、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設について検討、実施する。

(4) 被災者の生活支援対策

市本部は、県と連携し、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じ災害継続中においても、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を国に要請する。

4 この編に定めのない事項

この編に定めのない事項については、風水害・共通対策編に定めるところによるものとする。

第5編 事故災害対策編

[市の体制]

主な担当課	総務課
関係課	その他全課

第1章 基本的考え方

第1節 基本的考え方

本編(事故災害対策編)は、自然災害ではない主に人為的要因による以下の災害についての対策計画であり、市は、市民生活に甚大な被害を及ぼすこれらの大規模な事故等が発生した場合には、迅速・的確に対処し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

1 航空災害

市域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合

2 鉄道災害

市内において、相当規模の人的・物的被害が生じる大規模鉄道災害が発生した場合

3 道路災害

市内において、相当規模の人的・物的被害が生じる大規模道路災害が発生した場合

4 危険物等災害

市内において、危険物等(危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類)の漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生した場合

5 林野火災

市内において、広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災が発生した場合

なお、本編に定めのない事項については、風水害・共通対策編に基づき運用する。